

所定外労働時間削減行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 元年 11 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日までの 4 年間
2. 内容

目標 1：令和 5 年 7 月までに、所定外労働を 1 桁/月に削減するため、ノー残業デーを増やし設定、実施する。

<対策>

- 令和 元年 11 月～ 各部署毎に問題点の検討
- 令和 2 年 2 月～ ノー残業デー（2 日以上/月）の実施

目標 2：令和 5 年 7 月までに、所定外労働を 1 桁/月に削減するため、日々の最終就業時間を設定し、実施する。

<対策>

- 令和 元年 11 月～ 各部署毎に問題点の検討
- 令和 2 年 2 月～ 日々の最終就業時間設定し、実施

目標 3：令和 5 年 7 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 8 日以上とする。

<対策>

- 令和 元年 11 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 元年 11 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 2 年 4 月～ 有給休暇取得予定表（5 日/年以上取得）の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始
- 令和 3 年 3 月～ 有給休暇取得予定表（6 日/年以上取得）の掲示や、取得状況をとりまとめる
- 令和 4 年 3 月～ 有給休暇取得予定表（7 日/年以上取得）の掲示や、取得状況をとりまとめる
- 令和 5 年 3 月～ 有給休暇取得予定表（8 日/年以上取得）の掲示や、取得状況をとりまとめる
- 各年 5 月 社内広報誌などで有給休暇取得促進キャンペーンを行う